

- 避難生活に伴う廃用症候群の予防に関する避難者向け啓発チラシ及びポスターを国立長寿医療センターから新潟県に送付(7/20)
- 被災地域の住民(在宅被災者を含む)に向けた廃用症候群の予防に関する啓発チラシ及びポスターを国立長寿医療センターから新潟県に送付(7/24)
- 罹災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するための職員の確保が困難な施設に対して、他都道府県からの派遣等が必要となった場合には、国へ申し出るよう通知(7/17)
- 新潟県等に対し、避難所等にいる要援護高齢者等への介護サービスの提供について、介護サービスが必要な者及びその需要を把握し、対応が困難な場合には、介護サービスの広域的な利用調整を行えるよう体制を整えるよう通知(7/17)
- 関係団体宛に、被災地における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援に関して、現地の関係団体等と連携の上、人員の派遣体制の確保等について協力依頼(7/17)
- 避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援に関して、障害特性に配慮した支援等への対応について新潟県、長野県、新潟市及び長野市へ通知(7/19)

(5)避難所における被災者への対応

- 避難所の生活環境の整備及び応急仮設住宅の設置等による避難所の早期解消について次の事項を新潟県に通知(7/16)
 - ・避難所について、仮設トイレ、暑さ対策、被災者に対するプライバシーの確保など、生活環境の改善対策を講じるとともに、高齢者、障害者等の災害時要援護者のニーズを把握し、必要な対応を行うこと
 - ・食品の給与について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等を必要に応じて行うこと。
 - ・応急仮設住宅について、速やかに必要数を把握し、地域社会づくりに配慮して、応急仮設住宅を建設すること。
- 避難所における食中毒等の感染症発生予防上、留意すべき点として、手洗いの励行、食料の保存時の温度管理、調理時の加熱処理、トイレ及び排泄物の衛生的な管理等を新潟県及び長野県に通知(7/17)

(6)厚生労働省関係施設

- 水道施設関係(8/6 9:00現在)

①被害状況

- ・新潟県において断水被害を確認

柏崎市	断水戸数	39,245戸(復旧済み)
長岡市	断水戸数	3,281戸(復旧済み)
刈羽村	断水戸数	1,312戸(復旧済み)
出雲崎町	断水戸数	1,100戸(復旧済み)
十日町市	断水戸数	56戸(復旧済み)
佐渡市	断水戸数	13戸(復旧済み)
上越市	断水戸数	13,889戸(復旧済み)

- ・長野県において断水被害を確認

飯山市	断水戸数	35戸(復旧済み)
飯綱町	断水戸数	30戸(復旧済み)

- ・総断水戸数 58,961戸(復旧済み)

②応急給水・施設復旧への対応

新潟県、(社)日本水道協会等の連携体制により、新潟県内、近隣県の給水車を調整・手配(7/16)

水道課担当官を新潟県へ2名派遣(7/17)

柏崎市の水道施設の復旧支援を強化するため、(社)日本水道協会と連携して中部及び関東地方支部の水道事業者による復旧応援隊を派遣(7/18~8/1)

刈羽村の水道施設の復旧支援を強化するため、東京都水道局による復旧応援隊を派遣(7/18~7/26)

○医療施設関係(7/24 16:00現在)

・新潟県 29施設(水漏れ、ひび等)

○社会福祉施設関係(8/1 15:00現在)

・新潟県 212施設(建物に亀裂等)

・長野県 12施設(壁にひび等)

○保健衛生施設関係(8/7 17:00現在)

・新潟県 17施設(壁にひび、ガラス割れる等)

(7)被災者等の健康に対する対応

○人工透析、難病患者関係

・災害時の人工透析の提供体制及び難病患者等への医療の確保体制について、新潟県等に周知(7/16)

・災害時のリウマチ患者への支援体制について新潟県に周知(7/19)

○妊産婦、乳幼児等への対応

・関係団体宛に、被災地における妊産婦、乳幼児等に対する専門的・長期的な支援に関して、被災地への人員の派遣や協力等について協力依頼(7/24)

・妊産婦、乳幼児等への避難所等における継続的な支援について新潟県及び長野県へ通知(7/24)

・母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスの取り扱いについて、被災者から申し出があった場合、住民票の異動の有無にかかわらず、避難先である自治体において被災者の罹災状況等を勘案し、適切にサービスが受けられるように配慮する旨、各都道府県等に通知(7/24)

○保健師の派遣調整

・新潟県からの要請を受け、各都道府県等からの保健師の派遣の可否について照会を実施(7/16)

・健康局総務課保健指導室より職員(保健師)1名を現地へ派遣(7/17~7/25)

・保健師の派遣活動を実施(7/18~9/7)

・7月20日に、長期的な保健師の活動計画立案のため、スーパーバイザー(中越地震の対応をした新潟県の保健師2名)が柏崎に入り、現地調査等を実施。調査に基づき保健師派遣の調整を開始

・国立保健医療科学院より職員をスーパーバイザーとして柏崎保健所に1名派遣(7/21~7/25)

・新潟県柏崎市、柿崎町、刈羽村において、在宅被災者の健康状態の確認のための訪問調査を実施(7/22~8/8)

・新潟県柏崎市において、今後の災害保健活動方針確認のため、情報交換及び活動報告会が開催され、今後の派遣保健師の活動に関する技術的助言等を行うため、厚生労働省より2名、国立保健医療科学院より1名が出席(8/11)

○エコノミークラス症候群

- ・「平成19年新潟県中越沖地震被災者における肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)予防に関する提言」及び「いわゆる「エコノミークラス症候群」予防Q & A」を新潟県等に情報提供し、関係機関等への周知を依頼(7/17)
- ・国立病院機構新潟病院、新潟大学及びエコノミークラス症候群支援会の三者が中心となり、避難所等を巡回し、エコノミークラス症候群に関する啓発・予防活動を行い、要治療者がいた場合は、新潟病院の外来にて診療を実施(7/18)

○避難所における健康相談の実施

- ・国立病院機構新潟病院等から健康相談チーム(看護師、児童指導員、臨床検査技師等)を避難所に派遣(7/20~8/3)
- ・健康局総務課生活習慣病対策室より職員(管理栄養士)1名を現地へ派遣し、栄養・食生活相談支援状況を把握(7/28)

○電話相談の実施

- ・労働者健康福祉機構の新潟、燕及び関東労災病院で被災者の健康確保支援対策として、「健康電話相談」を実施(7/17)(なお、フリーダイヤルは7/20より実施)

(8)労働・雇用関係における対応

- ・多様な事案に総合的かつ迅速に対応するため、新潟労働局長を本部長とする対策本部を設置(7/16)
- ・新潟労働局並びに新潟労働局管内の全ての公共職業安定所、出張所(計16所)及び長岡署他4署の労働基準監督署に特別労働相談窓口を設置(7/18)
- ・柏崎特別労働相談窓口の設置(柏崎地方合同庁舎4階 7/21、22、28、29開設)
- ・臨時労働相談窓口の設置(柏崎パートバンク 7/28、8/4、11開設)
- ・新潟県中越沖地震の影響による離職者のため、雇用対策推進協議会(8/29)、合同就職面接会(10/9)を柏崎公共職業安定所主催で実施。
- ・雇用保険の基本手当を受給されている方が、地震のためやむを得ず指定された失業認定日に公共職業安定所へ来所できない場合の認定日変更措置を実施(7/17)
- ・労災保険給付の請求に際し、事業主や診療担当者の証明が受けられない場合には、当該証明がなくとも請求書を受理する等弾力的に運用(7/17)
- ・災害救助法が適用された市町村の事業所であって、災害により休業することとなった事業所に雇用される方が、一時的な離職を余儀なくされた場合に、雇用保険の基本手当を支給する特別措置を実施(7/17)
- ・独立行政法人雇用・能力開発機構が所有している雇用促進住宅を、特別措置として、被災者の当面の居住の場として提供するよう、機構に対して弾力的運用を要請(7/17)
- ・新潟県中越沖地震に係る一般労働者の雇用維持及び新卒者採用計画維持等に係る経済4団体に対する要請を実施(8/2)
- ・災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について、(社)全国建設業協会等関係団体に要請(7/17)
- ・災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底等、監督指導・安全衛生業務の当面の運営について、新潟・長野労働局長あて通達を発出。(7/17)
- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構において、被災により中小企業退職金共済制度の掛金の納付が困難となった共済契約者(事業主)について、当該共済契約者の申請により掛金納付期限を最大1年間延長(7/17)
- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構において、特定業種退職金共済制度に関し、被災された共

済契約者(事業主)及び被共済者(従業員)について、当該共済契約者及び被共済者の申請により特例処置を講ずることとした(7/17)

- ・独立行政法人雇用・能力開発機構において、既に事業主等を通じて財形持家融資を受けており、当該災害により収入が著しく減少する等返済が困難となっている勤労者に対し、その返済負担を軽減するため、被災の程度に応じて、最長3年間の返済金の払込みの据置又は返済期間の延長、据置期間中の利率を最大1.5%引下げ(7/20)
- ・柏崎市、三島郡出雲崎町及び刈羽郡刈羽村に所在する事業場の事業主等について、労働保険料等に関する申告期限等(平成19年7月16日から同年11月12日までの間に期限が到来したものに限る。)の期日を11月13日まで延長。(8/16、10/12)

(9) 社会保険関係の対応

- ・被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合等においても、保険診療を可能とした(7/17)
- ・公費負担医療を受けている被災者が、医療機関において手帳、患者票等の提出ができない場合等においても、受診が可能である旨を新潟県及び長野県等に連絡(7/19)
- ・手帳、患者票等を提示せず公費負担医療を受診した場合の請求の取扱いについて、新潟県及び長野県等に連絡(8/1)
- ・健康保険組合においては、保険者の判断により、一部負担金等の減免等を行うことができる旨及び保険料の納期限の延長等を行うことができる旨並びに老人保健拠出金、退職者給付拠出金、介護給付費・地域支援事業支援納付金の納付猶予を社会保険診療報酬支払基金に申し出ることができる旨、各健康保険組合に連絡(7/17)
重ねて各地方社会保険事務局及び各都道府県に周知(7/18)
- ・国民健康保険においては、保険者の判断により、一部負担金の減免及び徴収猶予並びに国民健康保険料(税)の減免、徴収猶予及び納期限の延長を行うことができること等について、新潟県及び長野県に連絡(7/17)
重ねて各地方社会保険事務局及び各都道府県に周知(7/18)
- ・老人保健においては、一部負担金の減免を行うことができる旨、新潟県及び長野県に連絡(7/17)
重ねて各地方社会保険事務局及び各都道府県に周知(7/18)
- ・社会保険診療報酬支払基金は、老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び介護給付費・地域支援事業支援納付金の納付猶予を必要とする保険者を把握するとともに、速やかに納付猶予の申請を行うよう指導する旨を社会保険診療報酬支払基金に連絡(7/17)
- ・被災により保険証を紛失した場合には、個別に資格確認を行うことにより保険診療が可能なこと、社会保険料の納付猶予等が申請により可能である等を新潟社会保険事務局及び社会保険庁のホームページにて周知(7/19)
- ・厚生年金基金及び国民年金基金においては、基金掛金の納付猶予が申請により可能であること等について、地方厚生局を通じ各基金に連絡(7/19)
- ・一部負担金の減免を受けた者が保険医療機関等で受診した際の取扱い方法について関係保険医療機関等に周知する旨を各地方社会保険事務局及び各都道府県に依頼(7/18)
- ・被災者が処方せんを持参せずに調剤を求めてきた場合等の保険薬局の取扱い、被災のため主治医と連絡が取れない場合等の訪問看護の取扱い及び災害等やむを得ない事情に該当する厚生労働大臣の定める入院患者数の基準等について、各地方社会保険事務局及び各都道府県に周知(7/24)
- ・国民健康保険、老人保健及び健康保険においては、地震発生当時に災害救助法適用市町村に住所を有していた被保険者又は老人医療受給対象者で、一部負担金等の減免を承認された被災者については、地震発生後承認されるまでの間に既に一部負担金の支払を行っていた場合でも、保険者等の判断により、一定期間内に被保険者又は老人医療受給対象者から申請を行うことで

還付することとして差し支えない旨、新潟県及び健康保険組合等に連絡(7/31)

- ・診療報酬請求書の提出期限についての取扱い等について、各地方社会保険事務局及び各都道府県に周知(8/1)
- ・社会保険料(政管健保・厚生年金保険(児童手当拠出金を含む。)-船員保険)について、地域を定め、納期限の延長をする旨の告示を制定(8/13)
- ・国民年金等の年金受給権者の現況に関する届出等について、地域及び期日を定め、提出すべき日の延長をする旨の告示を制定(8/16)
- ・政府管掌健康保険及び船員保険においては、住宅に著しい被害を受けた被保険者又はその被扶養者について、一部負担金等の減免措置を実施(8/30)

(10) 物資調達関係

- ・医薬品・医療機器関係団体に対して、被災地への医薬品・医療機器の安定供給、及び適正な流通の確保を要請するための事務連絡を发出。
- ・日本衛生材料工業連合会等を通じ、白十字、花王、ユニチャーム、リブドウコーポレーション等はおむつ等を供給。(7/19)
- ・P&Gはおむつ、生理用品等を供給。(7/19)
- ・(福)全国精神障害者社会復帰施設協会は、救援物資(飲料水2リットル×120本、食料350食、飲み物240本等)を供給(7/17)
- ・新潟県総合生協は、カップ麺1,000個、缶詰1,200個、レトルト米飯360個、レトルトカレー600個を刈羽村役場に供給
- ・地元生協は、飲料水(飲料水2リットル×11,000本)を供給(日本生協連による支援)
- ・日本生協連はウェットティッシュを1,168箱(17,505個)を供給。(7/20)紙おむつ332個(S 152個、M 84個、L 96個)を供給。(7/25)
- ・全労済は、パン缶1,770、白飯平袋1,180、五目ご飯平袋1,770、炭火焼きさんま蒲焼1,180、さば味噌煮1,770、炭火焼きさば照焼1,180、さけたけのこ1,180、ニューコンビーフ1,180、ウイナーソーセージ1,180、ミネラルウォーター(2L)3,540、ドロップス1,180を柏崎市役所及び刈羽村役場へ供給(7/20)
- ・日本赤十字社は、「緊急セット」2,914セットを供給(~7/24)。「ブルーシート」1,000枚を供給(新潟県を通じて配分 ~7/24)。

(11) 生活福祉資金の対応

- ・被災した世帯の生活安定のため、低所得世帯を対象として低利で貸し付ける生活福祉資金について、措置期間の延長等を行う特例措置を実施(7/16~)

(12) 義援金関係

- ・新潟県、日本赤十字社新潟県支部、新潟県共同募金会による「新潟県中越沖地震義援金」(平成19年7月17日~平成20年1月16日)の募集を開始。(7/17)
- ・「平成19年新潟県中越沖地震」に関する義援金について、配分委員会を早急に設置して、配分計画の審議・決定を行い、被災者へ確実・迅速に配分が行われるよう新潟県へ通知(8/3)

(13) ボランティア活動の支援

○新潟県

- ・新潟県社会福祉協議会において、新潟県災害救援ボランティア本部を設置(7/16)
- ・柏崎市社会福祉協議会において、柏崎市災害ボランティアセンターを設置(7/16)
- ・刈羽村社会福祉協議会において、刈羽村災害ボランティアセンターを設置(7/17)
- ・出雲崎町社会福祉協議会において、出雲崎町災害ボランティアセンターを設置(7/18~7/29)

- ・出雲崎町災害ボランティアセンターを閉所したが、出雲崎町社会福祉協議会において、支援活動を継続実施(7/29)
- ・柏崎市社会福祉協議会において、柏崎市災害ボランティアセンター西山支所を設置(7/20)
- ・全国社会福祉協議会2名の職員が現地入り
- ・全国社会福祉協議会は、被災地に活動に向かうボランティアのための「ボランティア活動保険」の特例加入を適用(7/17)

(14)共同募金会及び社会福祉協議会の活動状況

全国の共同募金会が災害発生に備えて積み立てている準備金から1億円を新潟県共同募金会に拠出し、新潟県社会福祉協議会が実施する被災地の要援護者等支援が必要な人々に対する物資の提供をはじめ、被災地の災害ボランティアセンターの設置その他の支援活動に活用。

(15)日本赤十字社の活動状況(8/21 9:00現在)

- 救護班の活動
 - ・救護班 活動終了(7/29)
 - ・派遣要員数 363名(延べ人数)
- 傷病者の受け入れ
 - ・飯山赤十字病院 18名
 - ・長岡赤十字病院 85名
- 救援物資の配分状況
 - ・毛布 2,480枚等
- 赤十字防災ボランティアの活動状況
 - ・活動延べ人数 202名

(16)消費生活協同組合の活動状況

- ・新潟県生協連は、16日(月)13:00に県連震災対策本部を設置。また、「新潟県中越沖地震災害義援金」を開始(17日9時)
- ・日本生協連は、対策本部を立ち上げ(7/16)新潟県連対策本部への支援のため、職員1名を派遣。
- ・各地の生協による募金活動や義援金、物資の提供・物資輸送の支援など各種支援の実施。
- ・新潟県生協連は、支援物資の輸送のため、トラック7台、要員14人を柏崎市及び刈羽村に派遣。(7/20)

(17)国民生活金融公庫の対応

- ・新潟県内の全支店において「平成19年新潟県中越沖地震災害に関する特別相談窓口」の設置及び災害貸付の実施(7/17～)
- ・長野県内の全支店において「平成19年新潟県中越沖地震災害に関する特別相談窓口」の設置(7/18～)

(18)独立行政法人福祉医療機構の対応

- ・福祉貸付及び医療貸付において、福祉施設及び医療施設の設置者等に対して、災害貸付を実施する。(7/16～)
- ・年金被保険者等住宅融資において、借入者の罹災割合に応じ元金及び利息の返済猶予、返済猶予期間中の利率の軽減及び返済期間の延長を行う。(7/16～)

(19)民生委員・児童委員の活動状況

- ・地震のあった新潟県・長野県内の市町村においては、民生委員・児童委員等による要援護者の安否を確認済み(7/21)
- ・柏崎市では、避難所での食事配布の調整、相談、行政との連絡調整を実施中

(20)関係団体の活動状況

- (財)全日本ろうあ連盟は、全国手話通訳問題研究会と共同で、被災地における安否確認、被害状況の把握などを実施。(7/16～)また、被災地・避難所の聴覚障害者の実状を把握するため、職員を派遣。(7/20～21)
- (福)全国盲ろう者協会は、新潟盲ろう者友の会を通じて、被災地の盲ろう者の安否を確認済み。(7/16～17)
- (福)日本盲人社会福祉施設協議会は、被災地域及び周辺地域の会員施設における安否及び被害状況の確認を実施。(7/16～)
- (社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会は、難聴者の安否確認、被災地の情報収集、救援物資(「耳マーク」ポスター等)の供給など各種支援を実施。(7/16～)
- (NPO)全国要約筆記問題研究会は、難聴者の安否確認、被災地の情報収集、要約筆記者の派遣、義捐金の募集(平成19年8月1日～平成19年9月30日)の決定など各種支援を実施。(7/16～)
- (NPO)全国聴覚障害者情報提供施設協議会は、新潟県聴覚障害者情報センターを通じて、被災地における聴覚障害者の安否確認、被害状況等の把握などを実施。(7/16～)
- (社)日本オストミー協会からの要請により、日本ストーマ用品協会は災害救助法適用地域のオストメイトに対し、1ヶ月間のストーマ装具無償提供を決定(7/17)。実際の対応は新潟市内の装具販売店である(株)源川医科器械が行っている。
- (社)日本介護福祉士会では、新潟県支部を通じて、介護業務について協力要請があれば支援の対応ができるよう準備を進めている旨を新潟県庁に連絡。(7/17)
- (福)日本盲人会連合は、被災地域を含む全国の加盟団体を通じて、被災者の被害状況の調査を実施。(7/17)
- (社)新潟県聴覚障害者協会、新潟県中途失聴・難聴者協会、新潟県聴覚障害者情報センター、新潟県手話サークル連絡協議会、新潟県手話通訳問題研究会及び新潟県要約筆記サークル連絡協議会の計6団体は、「平成19年新潟県中越沖地震新潟県聴覚障害者支援対策本部」を(社)新潟県聴覚障害者協会事務所に設置。(7/18)
- (社)全国老人福祉施設協議会では、新潟県庁からの要請により、7月19日から介護老人福祉施設及び福祉避難所、7月23日から避難所に介護職員等を派遣し介護業務に従事。
- (社)日本社会福祉士会では、新潟県庁からの要請により、会員の社会福祉士を派遣し、高齢者の実態把握等の業務に従事(7/21～)
- 全国ホームヘルパー協議会では、新潟県庁からの要請により、福祉避難所に介護職員を派遣し、介護等業務に従事。(7/22～)
- (社)日本精神科病院協会新潟県支部では、新潟県からの要請により、当支部所属の病院職員によるケアチームを柏崎市及び刈羽村の避難所等に派遣し、こころのケアを実施。(7/25～)
- (社)日本看護協会では、新潟県からの要請により、災害発生時ネットワークシステムによる協力を行っている(計21箇所延べ719人派遣)
 - ・長岡市(出雲崎地区)避難所での健康管理(7/20～7/26):2箇所延べ24人
 - ・柏崎市内避難所での健康管理(7/22～8/11):17箇所延べ539人
 - ・柏崎市健康福祉ニーズ調査(7/25～8/8):1箇所延べ71人
 - ・厚生連刈羽郡総合病院での看護業務(7/20～7/29):1箇所延べ85人
- その他に、新潟県看護協会から看護ボランティアの派遣を実施(計6箇所に延べ190人派遣)
 - ・長岡市内避難所(7/18～7/22):1箇所延べ11人

- ・柏崎市内高齢者施設(7/21～8/5):2箇所延べ48人
- ・柏崎市内福祉避難所(8/10～8/31予定):1箇所延べ11人
- ・刈羽村福祉避難所(7/18～8/15):2箇所延べ120人

○新潟県精神保健福祉士協会では、新潟県からの要請により、会員を障害者相談支援センターに派遣し、障害者の生活支援に従事(8/4～)

府政防第 885 号
消防災第 421 号
社援総発第 1218001 号
国河防第 563 号

平成 19 年 12 月 18 日

都道府県防災担当主管部（局）長 殿

都道府県民生主管部（局）長 殿

都道府県土木主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）

総務省消防庁国民保護・防災部防災課長

厚生労働省社会・援護局総務課長

国土交通省河川局防災課長

災害時要援護者の避難支援対策の推進について

災害時要援護者の避難支援につきましては、「災害時要援護者の避難対策について」（平成 18 年 3 月 28 日付府政防第 233 号、消防災第 110 号、社援発第 0328001 号）及び「災害時要援護者対策の進め方について」（平成 19 年 4 月 18 日付府政防第 306 号、消防災第 167 号、社援総発第 0418001 号）により、各都道府県及び市区町村において、「避難支援プラン」の作成等に取り組んでいただいているところです。

本年 7 月に発生した新潟県中越沖地震においても、多くの高齢者が被災するなど、災害時要援護者の避難支援対策の推進は、災害による人的被害を軽減する上で、喫緊の課題となっております。

このような認識の下、今般、政府においてとりまとめた「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために早急に取り組むべき施策」（別添 1 参考）において、災害

時要援護者の避難支援対策の促進をその一つとして位置づけたところです。

つきましては、貴都道府県におかれましても、災害時要援護者に対する避難支援対策の重要性について、あらためてご理解をいただき、管内の市区町村において、平成21年度までを目途に、避難支援の対象者の範囲、自助・共助・公助の役割分担、要援護者情報の収集・共有の方法、避難準備情報等の発令・伝達、支援体制など、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「避難支援プランの全体計画」などが策定されるようご通知をお願いいたしますとともに、別添2の先進県の事例を参考に、関係部局が連携しながら、管内の市区町村に対する格別の支援と協力をお願いいたします。

また、「避難支援プランの全体計画」に盛り込む事項としては、別添3に掲げたものが例として考えられるところではありますが、今後の市区町村の取組みの参考として、おって、国においてモデル計画をお示しすることとしておりますので、申し添えます。

さらに、「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成19年8月10日付雇児総発第0810003号、雇児育発第0810001号、社援総発第0810001号、社援地発第0810001号、障企発第0810002号、老総発第0810001号）及び「市町村地域福祉計画の策定について」（平成19年8月10日付社援発第0810001号）でお示ししたとおり、要援護者に対する日頃からの取組みが重要であることから、市町村地域福祉計画において、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び支援に関する事項を具体的に盛り込むよう、管内の市町村に周知及び支援していただきますようお願いいたします。

加えて、地球温暖化等の新たな要因による災害リスクの増大が懸念されるなか、災害時要援護者の被害を未然防止し軽減していく上で、基本となる各種の社会資本の整備を着実に進めるとともに、「避難支援プラン」の作成に不可欠なハザードマップの整備等が必要であります。

つきましては、平成17年に災害時要援護者支援等の観点から改正された水防法や土砂災害防止法等に基づき、市区町村において、地域防災計画の見直しにより、災害時要援護者関連施設に対する洪水予報等の伝達方法や土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等の発令基準の設定等を定めるとともに、洪水・土砂災害・津波・高潮に対するハザードマップの作成・公表、土砂災害警戒区域等の設定、防災訓練の実施などの措置が促進されますよう、市区町村を支援していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

○内閣府（防災担当）災害応急対策担当

〒100-8969

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館3階

電話：03-3501-5695 FAX：03-3503-5690

○総務省消防庁国民保護・防災部防災課

〒100-8927

東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535

○厚生労働省社会・援護局総務課 災害救助・救援対策室

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-3595-2614 FAX：03-3595-2303

○国土交通省河川局防災課

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

電話：03-5253-8459 FAX：03-5253-1607

災害の種類	過去10年の犠牲者数	犠牲要因の分類 (人数は過去10年の犠牲者数)	早急に取り組むべき施策群 (ハード施策：○ ソフト施策：●)
地震	90人 (7.6%)	<p>地震による建物倒壊・火災 20人 【事例のイメージ】 昔ながらの古い家が建ち並ぶ密集市街地で建物崩壊により窒息死、圧死 【近年の被災事例や被害想定】 「阪神・淡路大震災」においては、地震発生直後の犠牲者の8割以上が建築物の倒壊による窒息死、圧死であった。また、中央防災会議では、特に発生の特迫性の高い東海、東南海・南海、首都直下等の大規模地震について被害想定を実施してきたところであるが、いずれも甚大な死者数が、建築物の倒壊を直接的な原因として発生するものと想定された。H19 防災白書 p.93)</p> <p>震災後の避難所での関連死 40人 【事例のイメージ】 自宅のある地域から離れた避難所で数ヶ月に及ぶ避難生活を強いられた結果、ストレスにより体調を崩し、心不全等で死亡 【近年の被災事例や被害想定】 「平成16年新潟県中越地震」においては、犠牲者68人のうち13人(19.1%)が避難生活でのストレス等が原因で死亡し、広く地震によるショックやストレス等で死亡した人を含めれば、36人(52.9%)に上る。</p> <p>その他 26人 地震後の疲労・過労等で8人、土砂崩れで7人、容態・持病の悪化で6人など。</p> <p>要因不明 4人</p>	<p>(家や建物が倒壊・延焼しないように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅・建築物の耐震化の一層の推進【国土交通省】 →平成27年度までに、高齢者や障害者をはじめとする低所得者の住宅に係る耐震改修等に対する補助金の地域要件・建物要件の撤廃や補助率の拡充等により、住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化率を9割まで引き上げ、住宅・建築物等の倒壊による被害の軽減を図る(平成15年度末：75%)。 ○ 公立学校施設の耐震化の一層の推進【文部科学省】 →耐震診断を早急に進めるとともに、大規模な地震が発生した際に倒壊又は崩壊の危険性の高い公立小中学校施設(約1万棟)について、今後5年を目途に、地方公共団体の実施する耐震化の推進を図る。 ○ 密集市街地の整備促進【国土交通省】 →平成23年度までに、地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地について、防災公園等の面的整備や耐火建築物への建替の促進等により、避難困難が生じず人的被害が殆ど生じない水準(街区内の不燃領域率40%以上)を確保する(平成17年度末においては28.8%について確保済)。 <p>(少しでも早く置れに備えられるように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急地震速報の利活用促進と全国瞬時警報システムの整備推進【内閣府、消防庁、文部科学省、気象庁】 →平成19年10月1日より一般提供を開始した緊急地震速報について、たとえ数秒間の猶予でも置れに備えることが犠牲を防ぐために大切であることを広く認識してもらう観点から、さらなる周知・広報に取り組むとともに、百貨店、鉄道、病院等の多数が利用する施設での利活用を各省連絡会議を通じて促進する。また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備推進により、より多くの住民に緊急情報を瞬時に伝達することができるようにする。 <p>(一刻も早く助けられるように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急消防援助隊や警察広域緊急援助隊の充実強化【警察庁、消防庁】 →平成20年度までに、大規模災害時に他の地域から被災地の支援にあたる緊急消防援助隊を約4000隊登録する(平成19年4月1日現在3751隊)。また、ウォーターカッター等の高度な機能を備えた特別高度工作車を全国的に配備し、空白地域の解消を図る。さらに、警察広域緊急援助隊についても、部隊の練度向上や装備資機材の充実強化を図る。 ● 災害派遣医療チーム(DMAT)の強化【厚生労働省】 →平成23年度までに、災害派遣医療チーム(DMAT)に係る研修を重点的に進め、1000チームまで増強し(現在386チーム)、東南海・南海地震等の広域的な地震が発生した場合にも(217チームが必要と想定)所要の人員を被災地外の他の地域から確保できるよう、災害救助体制を強化する。 <p>(安心して避難生活を送れるように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難所等における健康対策の実施【厚生労働省】 →エコノミークラス症候群や廃用症候群の発症予防、食中毒等感染症発生防止、人工透析患者や難病患者等への医療の確保について、被災都道府県等に対する通知の発出やマニュアルの配付等による情報提供を行うなど必要な対策を実施し、避難所等における高齢者等の健康対策を推進する。 ● 防災ボランティア活動の環境整備【内閣府】 →平成20年度までに、携帯電話やインターネットの活用も念頭においたシステムの構築等の可能性について調査・検討を行うことにより、ボランティア活動の需給ミスマッチなどのボランティア活動に関するボトルネックの解消を図っていく。
火山	0人 (0.0%) ※昭和63年から平成9年までの10年間に おいては、57人が死 亡	<p>火山噴火による火砕流や噴石の直撃 0人 【事例のイメージ】 どのような対応をとったらいかが分らず自宅にとどまっていたお年寄りが火砕流等により死亡 【近年の被災事例や被害想定】 平成2年からの雲仙岳噴火の際には火砕流等により44人の犠牲者を出した一方、平成12年の有珠山噴火に際しては、事前の緊急火山情報の発表と、ハザードマップによる適切な住民避難が行われたことで、人的被害が発生しなかった。</p>	<p>(被害に遭う前に逃げられるように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難体制の充実による火山防災対策の推進【内閣府】 →平成20年度までに、有識者による検討会において個別の代表的な火山の事例を検証し、噴火時等の避難体制の指針等を策定し、これを踏まえて、火山防災マップの活用等による避難体制の充実を図る。 ● 噴火時等の避難体制に対応した噴火警報への改善【気象庁】 →平成20年度までに、防災対応が必要な25火山について、これまで噴火規模により区分していた「火山活動度レベル」を改め、避難行動等の防災対応を踏まえた区分である「噴火警戒レベル」を導入する(その後も順次必要な火山に導入)。 ● 防災行政無線を活用した緊急情報伝達の充実【消防庁】 →市町村防災行政無線(同報系)の整備を促進するとともに、防災行政無線を活用した全国瞬時警報システム(J-ALERT)の普及を促進することにより、サイレンによる住民への緊急情報認知の早期化を目指す。

<p>風水害</p>	<p>654人 (54.9%)</p>	<p>台風や大雨による土砂災害 160人 【事例のイメージ】 台風の際に裏山が崩れて一家全生き埋め死 【近年の被災事例や被害想定】 地すべり、土石流、がけ崩れといった土砂災害は、その原因となる土砂の移動が強大なエネルギーを持つとともに、突発的に発生することから、人的被害につながりやすい。(H19 防災白書 p.179)</p> <p>台風や大雨の際の外出時の事故 172人 【事例のイメージ】 台風の際に自分の田んぼを見回っていたおじさんが誤って水路に転落死 【近年の被災事例や被害想定】 「平成16年台風23号」に際しては、犠牲者98人のうち、45人(45.9%)が外出時に用水路に転落したこと等が原因で死亡し、田んぼや係留している船の見回り等のために外出したことが明らかな犠牲者だけでも、14人(14.3%)に上る。</p> <p>その他 142人 倒木等で29人、自宅や車の水没等のための溺死で27人、屋根からの落下等で19人、強風に煽られての転倒等で14人など。</p> <p>要因不明・不集計 180人</p>	<p>(かけがえのないように) ○ 人命保全を第一に考えた土砂災害対策の推進【国土交通省】 →平成29年度までに、高齢者や障害者が入居・入院する施設や防災拠点、避難所など、人命を守る効果の高い箇所(5200箇所)について対策を講じ(約2200施設については実施済)、また、土砂災害特別警戒区域の指定の促進を通じて危険箇所の増加を抑制し、人的被害を回避・軽減する。</p> <p>(あらかじめ万全の備えができるように) ● 土砂災害に対するハザードマップの作成・防災訓練実施の推進【内閣府、国土交通省】 →平成24年度までに、土砂災害危険箇所が存在する全市町村において土砂災害ハザードマップが作成・訓練(現在16%)されるよう促進し、住民の避難訓練等に活用することにより、普段から防災情報の共有を徹底する。このため、地方公共団体が容易にハザードマップを作成できる支援ツールの整備等を行う(以下の※部分に再掲)。 ● 台風・豪雨等に関する気象情報の充実【気象庁】 →平成21年度までに、5日先までの台風予報を実施するとともに(現在は3日先)、平成22年度までに、市町村を単位としたきめ細かい警報等の発表を行うことにより(現在は県単位)、地域ごとに、より早い段階からの備えを可能とする。</p> <p>(避難ができない高齢者なども逃げられるように) ● 災害時要援護者の避難支援対策の促進【内閣府、消防庁、厚生労働省、国土交通省】 →国による市町村モデル計画の策定や全国キャラバンの展開等を通じ、平成21年度までを目途に、市町村において要援護者情報の収集・共有等を円滑に進めるための避難支援プランの全体計画などが策定されるよう促進し、災害時要援護者が安全に避難するための支援体制を確立する。</p> <p>(危険な外出を避けられるように) ● 水位情報や浸水情報の提供の充実【国土交通省】 →平成21年度までに、全ての国直轄河川(約350)と主要な都道府県管理河川(約2000)に避難勧告の判断の目安となる「避難判断水位」を設定するとともに、平成24年度までに、浸水想定区域や到達予測時刻などの時々刻々の変化がインターネット等でわかる「動く浸水想定区域図」の一般提供又は、はるなび区域と水深についての予報を一般水系の約70%で実施し、外出の危険性を住民が実感をもって確認できるようにすることにより、迅速な避難に役立てるとともに、見回り事故を防止する。 ● 洪水や高潮に対するハザードマップの作成・防災訓練実施の推進【内閣府、農林水産省、国土交通省】 →平成24年度までに、全国の主要な河川の浸水想定区域内の全市町村における洪水ハザードマップの作成・訓練(現在4%)とゼロメートル地帯を含む全市町村における高潮ハザードマップの作成・訓練(現在約1割)がなされるよう促進し、住民の避難訓練等に活用することにより、普段から防災情報の共有を徹底する。(※上記再掲)</p> <p>(地域一体となった備えができるように) ● 消防団、水防団の充実強化【消防庁、国土交通省】 →「消防団協力事業者表示制度」の導入や「水防専門家派遣制度」の活用によって、団活動の理解向上や活動の活性化を図り、消防団員については100万人(女性消防団員10万人)の確保を目標として、地域防災力の向上を図る。</p>
<p>雪害</p>	<p>434人 (36.4%)</p>	<p>豪雪時における除雪中の事故 113人 【事例のイメージ】 豪雪地帯の老夫婦世帯において、おじさんが屋根の雪下ろし中に転落死 【近年の被災事例や被害想定】 「平成18年豪雪」においては、屋根の雪下ろし等の除雪作業中の死者が全体の約3/4を、65歳以上の高齢者の死者が全体の約2/3を占めている。(H19 防災白書 p.29)</p> <p>その他 40人 落雪等で20人、家屋の倒壊による生き埋めで7人、除雪車に轢かれる等で5人など。</p> <p>要因不明・不集計 281人</p>	<p>(無理をせず、地域の助け合いで除雪ができるように) ● 豪雪地帯における克雪体制の整備【国土交通省】 →平成20年度までに、市町村雪対策計画の策定マニュアルや共助による安全・効率的な雪処理方策マニュアルを策定し、これらの普及等を通じて、何らかの計画に位置付けること等によりすでに雪対策に取り組んでいる市町村を中心に、特別豪雪地帯の7割の市町村について、平成21年度までを目途に高齢者が無理をすることなく除雪ができる体制を整備する(平成24年度を目途に特別豪雪地帯の全202市町村について整備)。また、流雪溝、融雪装置、冬期共同住宅などの克雪、交流、高齢者支援のための先導的な施設整備へ補助を行うとともに、地域住宅交付金を活用し、地方公共団体が進める克雪住宅の整備を支援する。 ● 消防団による災害防除のための雪害対策【消防庁】 →消防団が災害防除のための除雪・雪下ろしなどの雪害対策を実施する。 ● 自衛隊による雪害対策への支援【防衛省】 →自衛隊が災害派遣の枠組みの下で地元ニーズをより一層踏まえた形で除雪・雪下ろしなどの雪害対策への支援を実施する。</p> <p>○ 道路の雪害対策【国土交通省】 →除雪車等による道路上の除排雪(除雪)、雪崩や地吹雪を防止する施設、チェーン着脱場の整備(防雪)、流雪溝、堆雪幅の整備等(凍雪害防止)により、道路上での事故の可能性を軽減する。</p>
<p>その他</p>	<p>14人 (1.2%)</p>		
<p>合計</p>	<p>1192人 (0.0%)</p>		<p>今回取りまとめた政府の取組はもとより、自分の身は自分で守る「自助」や地域で助け合う「共助」も大切</p>

(注)「過去10年の犠牲者数」及び「犠牲要因の分類」欄中の犠牲者数は、平成10年1月～平成19年12月6日現在の自然災害による死者・行方不明者数について、消防庁資料等をもとに内閣府において整理・再集計したものである。また、風水害と雪害について、内閣府が被害報を取りまとめていない局所的な災害等についての犠牲者については、「不集計」として記載した。

市区町村の災害時要援護者対策に対する 都道府県の支援について（取り組み例）

- マニュアル・指針・手引き等の策定
- モデル事業の実施
地域支えあいマップづくり事業、先進的な市町村を選定し計画策定を支援、市町村と検討会を開催 など
- 災害時要援護者支援の仕組みづくりに関する事業についての助成
- 個別指導等の実施
首長等への直接訪問、全市町村を対象とした研修会及び個別指導を実施、県の防災対策推進員によるマップ作成の助言、防災に関する出前講座の開催、 など
- 講演会・説明会等開催
有識者による講演会、避難支援プラン策定の要請、先進市町村による助言、先進市町村の事例紹介、市町村の職員との意見交換会の開催 など
- 県の防災・福祉部局による検討会・支援班の設置
- 水防法・土砂災害防止法に基づく地域防災計画の見直しに関する支援
災害時要援護者関連施設の選定支援、説明会の開催、先進事例の紹介、市町村長等への説明、相談窓口の設置 など
- 土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等の発令基準設定の支援
- 洪水・土砂災害・津波・高潮ハザードマップの作成支援
浸水想定区域の指定等による洪水ハザードマップの作成支援、土砂災害警戒区域等の指定による土砂災害ハザードマップ作成支援、市街地における想定浸水深等の表示の推進に関する支援、作成に対する補助 など

「避難支援プランの全体計画」に盛り込む事項の例

- 基本的考え方（避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等）
- 避難支援プランの対象者の考え方（範囲）
- 要援護者情報の収集・共有の方法
- 避難支援体制（市町村各部局（防災、福祉等）や関係機関（消防団、水防団、自主防災組織、福祉関係者等）の役割分担等）
- 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法
- 洪水・土砂災害・津波・高潮ハザードマップ等の整備・活用方法
- 避難誘導の手段・経路等
- 避難所における支援方法
- 要援護者避難訓練の実施
- 避難支援プラン（個別計画）の策定の進め方（策定の目標年次、策定方法等）

※その他、要援護者マップの作成等災害時要援護者の避難支援対策を推進する上で市区町村が有効と考える事項。

府政防第 111 号
消防災第 54 号
社援総発第 0219001 号
国河防第 671 号

平成 20 年 2 月 19 日

都道府県防災担当主管部（局）長 殿

都道府県民生主管部（局）長 殿

都道府県土木主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）

総務省消防庁国民保護・防災部防災課長

厚生労働省社会・援護局総務課長

国土交通省河川局防災課長

「避難支援プランの全体計画」のモデル計画について

災害時要援護者の避難支援につきましては、先般通知した「災害時要援護者の避難支援対策の推進について」（平成 19 年 12 月 18 日付府政防第 885 号、消防災第 421 号、社援総発第 1218001 号、国河防第 563 号）により、市区町村において「避難支援プランの全体計画」などの策定を進めていただいているところですが、そのモデル計画を別添のとおり作成いたしましたので、これを参考としつつ、地域の実情に応じた計画が策定されますよう、貴管内の市区町村に対するご支援とご協力をお願いするとともに、ご周知くださるようお願いいたします。

お問い合わせ先

○内閣府（防災担当）災害応急対策担当

〒100-8969

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館3階

電話：03-3501-5695 FAX：03-3503-5690

○総務省消防庁国民保護・防災部防災課

〒100-8927

東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535

○厚生労働省社会・援護局総務課 災害救助・救援対策室

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-3595-2614 FAX：03-3595-2303

○国土交通省河川局防災課

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

電話：03-5253-8459 FAX：03-5253-1607